

嵐山町議会平成29年第2回臨時会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (10月17日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
発議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
発議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
広報広聴常任委員会委員の選任について	9
広報広聴常任委員会正副委員長の互選結果報告	10
広報広聴常任委員会委員長就任の挨拶	10
議員定数等検討特別委員会委員の選任について	10
議員定数等検討特別委員会正副委員長の互選結果報告	11
議員定数等検討特別委員会委員長就任の挨拶	11
議員派遣の件について	12
閉会中の継続調査の申し出について	12
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
閉会の宣告	18

署名議員.....	19
-----------	----

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第212号

平成29年第2回嵐山町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年10月10日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成29年10月17日
2. 場 所 嵐山町議会議場
3. 付議事件
 - 1) 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について
 - 2) 議員定数等検討特別委員会を設置することについて
 - 3) 広報広聴常任委員会委員の選任について
 - 4) 議員定数等検討特別委員会委員の選任について
 - 5) 議員派遣の件について
 - 6) 閉会中の継続調査の申し出について
 - 7) 専決処分の承認を求めることについて
 - 8) 専決処分の報告について

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	大 野 敏 行	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	佐 久 間 孝 光	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成29年第2回嵐山町議会臨時会

議事日程（第1号）

10月17日（火）午後1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 発議第29号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について
- 日程第 4 発議第30号 議員定数等検討特別委員会を設置することについて
- 日程第 5 広報広聴常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 議員定数等検討特別委員会委員の選任について
- 日程第 7 議員派遣の件について
- 日程第 8 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 報告第 5号 専決処分の報告について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	大野敏行	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	佐久間孝光	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝町長
安藤實副町長
植木弘参事兼総務課長
岡本史靖技監
永島宣幸教育長

◎開会の宣告

○佐久間孝光議長 皆さん、こんにちは。第2回臨時会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第2回嵐山町議会臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午後 1時25分)

◎開議の宣告

○佐久間孝光議長 これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○佐久間孝光議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

第12番 安藤欣男 議員

第13番 渋谷登美子 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○佐久間孝光議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、10月10日に議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

青柳議会運営委員会委員長。

[青柳賢治議会運営委員長登壇]

○青柳賢治議会運営委員長 皆さん、こんにちは。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本日招集となりました第2回臨時会の会期につきましては、地方自治法第101条第2項の規定によりまして、10月10日に議会運営委員会を開催し、臨時会招集請求及び会期について協議いたしました。

その結果、臨時会を招集請求するべきであるという結論に達し、その結果を議長に報告いたしました。

これを受けて、議長が町長へ臨時会招集請求を行い、招集されたところであります。

また、本臨時会の会期につきましては、議事内容を勘案し、本日10月17日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告いたします。

○佐久間孝光議長 お諮りします。

本臨時会の会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○佐久間孝光議長 ここで若干の報告をいたします。

初めに、議事日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に提出されました議案につきまして、報告いたします。

議員提出議案2件と町長提出議案2件の計4件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で、若干の報告を終わります。

◎発議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第3、発議第29号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

青柳賢治議員。

〔5番 青柳賢治議員登壇〕

○5番（青柳賢治議員） それでは、発議第29号でございます。

提出者といたしまして、青柳賢治、賛成者、大野敏行議員、賛成者、松本美子議員ということございまして、嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出についてでございます。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出するということでございます。

提案理由といたしましては、昭和51年から任意の委員会として議会だよりの編集を取り組んできました。議会報編集委員会並びに平成25年より取り組んできた広報広聴特別委員会の活動について、嵐山町議会基本条例に基づき、町民への説明責任を果たし、また町民の意見を把握し、議会活動への町民参加を推進するために欠かせない活動であり、継続的に取り組むべきであること。なおかつ、両委員会の活動は一体的に取り組むべき内容であることから、2つの委員会活動を統合し、常任委員会の設置を提案するものであります。

裏面をごらんください。

改正後、第2条が（3）といたしまして、広報広聴常任委員会7人、アとしまして議会広報活動に関する事項、（ア）議会だよりの編集及び発行、（イ）議会報告会の開催。イといたしまして、議会広聴活動に関する事項、（ア）意見交換会の開催、（イ）議会モニターに関すること。（ウ）その他議会の広報広聴に関する事項。

第7条は、議員は一つの常任委員となるものとするという改正前の条例でございまして、今回は、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとするというものでございまして、附則といたしまして、この条例は平成29年10月17日から施行するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第29号 嵐山町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について

の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第4、発議第30号 議員定数等検討特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

青柳賢治議員。

[5番 青柳賢治議員登壇]

○5番(青柳賢治議員) それでは、発議第30号につきまして説明させていただきます。

提出者、青柳賢治、賛成者といたしまして、大野敏行議員、松本美子議員でございます。

議員定数等検討特別委員会を設置することについて。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由、議会の議員定数及び報酬について調査研究し、町民などの意見も踏まえた上で、将来の適正値がどうあるべきか検討するため、特別委員会を設置を提案するものです。

裏面をごらんください。

議員定数等特別検討委員会を設置することについて、次のとおり、議員定数等特別委員会を設置するものとする。

記

- 1、名称、議員定数等検討特別委員会。
- 2、設置目的、議員定数及び報酬について、将来の適正値を見出すことを目的とする。
- 3、委員の定数、13人（議長を除く）。
- 4、所掌、(1)、議員定数に関する調査研究。(2)、報酬に関する調査研究。
- 5、調査期限、設置の目的が終了するまでの間とする。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより発議第30号 議員定数等検討特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎広報広聴常任委員会委員の選任について

○佐久間孝光議長 日程第5、広報広聴常任委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りいたします。広報広聴常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、

吉 本 秀 二 議員	森 一 人 議員
長 島 邦 夫 議員	畠 山 美 幸 議員
吉 場 道 雄 議員	河 井 勝 久 議員
川 口 浩 史 議員	

の以上7名を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を広報広聴常任委員会委員に選任することに決しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩します。

休 憩 午後 1時36分

再 開 午後 1時54分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎広報広聴常任委員会正副委員長の互選結果報告

○佐久間孝光議長 広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に 長島邦夫 議員
同副委員長に 吉本秀二 議員
以上であります。

◎広報広聴常任委員会委員長就任の挨拶

○佐久間孝光議長 この際、広報広聴常任委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、長島広報広聴常任委員会委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長 ただいま広報広聴常任委員会の委員会が開かれまして、委員長に推挙されました長島でございます。

何せ初めての常任委員会ということになります。前議会運営委員会でも随分審議をしてまいりましたのですが、皆様方のご協力をいただかないと成り立たない委員会でございますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光議長 ありがとうございます。

以上で、広報広聴常任委員会委員の選任についての件を終わります。

◎議員定数等検討特別委員会委員の選任について

○佐久間孝光議長 日程第6、議員定数等検討特別委員会委員の選任についての件を議題といたします。

議員定数等検討特別委員会の委員につきましては、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありません

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員定数等検討特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 2時30分

○佐久間孝光議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員定数等検討特別委員会正副委員長の互選結果報告

○佐久間孝光議長 議員定数等検討特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、報告いたします。

委員長に 河井勝久 議員
同副委員長に 吉場道雄 議員
以上であります。

◎議員定数等検討特別委員会委員長就任の挨拶

○佐久間孝光議長 この際、議員定数等検討特別委員会委員長より、就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、河井議員定数等検討特別委員会委員長。

〔河井勝久議員定数等検討特別委員長登壇〕

○河井勝久議員定数等検討特別委員長 ただいま議員定数等検討特別委員会の委員長に指名をされました河井勝久です。

議員の定数の問題は、自分たちの問題にかかわる問題でありますし、この任期の2年間のうちに結果が出せるように努力してまいりたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐久間孝光議長 ありがとうございました。

以上で、議員定数等検討特別委員会委員の選任についての件を終わります。

◎議員派遣の件について

○佐久間孝光議長 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 異議なしと認め、よって議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告します。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○佐久間孝光議長 日程第8、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第5号は、専決処分の承認を求めることについて、平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）の件でございます。

第48回衆議院議員総選挙に伴い、特に緊急を要するため、平成29年度嵐山町一般会

計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、細部につきましては担当の課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

〔植木 弘参事兼総務課長登壇〕

○植木 弘参事兼総務課長 承認第5号の細部について説明を申し上げます。

承認第5号は、平成29年9月28日付で専決処分をいたしました平成29年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。2、歳入でございます。第15款 県支出金、総務費委託金、衆議院議員選挙委託金の924万2,000円は、衆議院議員総選挙費用に対し交付されるもので、補助率は10分10でございます。

12、13ページをお願いいたします。3、歳出の主なものを申し上げます。総務費、衆議院議員総選挙執行事業924万7,000円の内訳でございますが、右のページ中段をごらんください。報酬の委員報酬111万8,000円は、選挙管理委員等の期日前を含む投票に従事する管理者、立会人等の報酬でございます。賃金の作業員賃金474万7,000円は、投票事務に従事する職員等の人件費でございます。役務費、通信運搬費の53万6,000円は入場券等の発送等に要する郵便料でございます。手数料26万2,000円は、選挙公報の新聞折り込み、あるいは計数機の点検等でございます。委託料のうちポスター掲示板設置撤去委託料140万円につきましては、候補者のポスター掲示場の設置及び撤去の費用でございます。その下の使用料及び賃借料、会場借上料1万6,000円につきましては、投票場8カ所の借上料、1カ所2,000円でございます。

予備費5,000円の減につきましては、選挙執行事業の端数調整に充てるためでございます。

14ページからにつきましては、給与費明細等でございます。ご高覧をいただきたいと思います。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○佐久間孝光議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○佐久間孝光議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○佐久間孝光議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○佐久間孝光議長 日程第10、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 報告第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、専決処分の報告についての件でございます。

損害賠償額の決定について、地法自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに基づく専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○佐久間孝光議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

植木参事兼総務課長。

[植木 弘参事兼総務課長登壇]

○植木 弘参事兼総務課長 報告第5号の細部について説明申し上げます。

報告第5号は、平成29年9月25日付で専決処分いたしました損害賠償額の確定についてでございます。別紙をごらんください。

1、損害賠償の相手方は、埼玉県比企郡滑川町月の輪2-10-10、高城幸男氏であります。損害賠償の額は42万4,084円でございます。

事故の概要でございますが、平成29年8月9日水曜日、午後5時ごろ、嵐山町大字鎌形855番、嵐山町B&G海洋センター駐車場において、駐車場内にある立木の枯れ枝が駐車車両に落下して損傷を与えたものであります。

事故報告が担当課に届けられましたのが、8月9日同日、その後車両の修理が行われまして、相手方の損害保険会社より、修理金額の確定の連絡を受けましたのが、9月19日、最終的に示談が成立したのが、9月25日となりました。そのため、専決処分とさせていただいたものでございます。なお、損害賠償額の42万4,084円は、全額を全国町村会総合賠償補償保険にて対応させていただきました。

また、事故のあった駐車場を含め、公共施設の駐車場内にある立木の枯れ枝等の手入れ状況につきましては、事故後速やかに各担当部署による点検、確認を行いまして、再発の防止に努めております。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐久間孝光議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

第9番、河口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、駐車場の立木については、見た目で対処したということなのですか。切るべきところは切るという、そういうことではなくて、見た目で安全だという確認をしたということなのでしょうか。それ1点と。

42万4,084円、非常に金額は大きいなって思ったのですが、どのくらいの枝が落ちたのでしょうか、太さが。どんな損傷に、車が傷ついたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

まず、最初のご質問ですが、季節がこういう葉っぱの出ている時期でございますので、今回の枯れ枝は立木がケヤキでございました。ですから、枯れ枝がないかどうかを見た目を確認をいたしまして、もしある場合には、それを撤去をさせていただいたところでございます。

それから、今回の事故の状況でございますが、ケヤキの枯れ枝が結構大きなものでございまして、これが落下をいたしまして、駐車中の車両のフロントガラスにひび割

れを生じさせ、あるいは屋根、あるいはボンネット等、車の数力所、多数の箇所に損害、へこみ等を与えたということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第9番、河口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうですか。枯れ枝の確認ということだけで、どうなのですか、十分なのですか。ちょっと私も確認していないので、今初めて知ったので、わからないのですけれども、伸び過ぎているところは適切な処置というのが必要だと思いののですけれども、その点はどうなのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、ちなみに車は何だったのか、差し支えなったらお聞きしたいと思いののですけれども。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 お答え申し上げます。

まず、駐車場等の公共用地の中にある立木等につきましては、定期的に入入れをしていただいておりますので、通常の手入れで見落とししている部分、そういった箇所について、今回は緊急に目視をして確認をさせていただいたということでございます。

それから、今回の車の車種でございますが、スズキワゴンRでございました。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 ほかに。

第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） もう少し詳しくお聞きをしますが、今回は駐車場内ということでございますよね。私もあそこの清掃を一時期やる時期が冬場にあるのですが、相当大きなものが落ちていることがちょくちょくございます。ケヤキですから、かなり重量もあったのではないかなというふうに思いますが、今回このことにおいて、駐車場のある程度の制限が出てくるのかどうか。また、当然木ですから、街路樹みたいな状況になっていますから、道路側にもこういうふうに出ている部分が随分ありますけれども、こういうふうなときの場合に、当然この保険の対象にもなるのでしょうか。2点だけお聞きをします。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 まず、今回の木はケヤキでございました。ケヤキはB&Gの駐車場の場合は、その駐車場になる前、B&G海洋センターができる前からあった

ものをそのまま残した樹木でございました。特にケヤキの場合ですと、樹木そのものの新陳代謝と申しますか、結構枯れ枝が発生して、冬場風等で落下するというものがございます。余り大きくなりますと、そういった枝が落下する危険があるということがございますので、駐車場の中にあるのがふさわしいのかどうか、それも含めて今後は少し検討させていただきたいというふうに考えております。駐車そのものの制限については、今のところは木の点検をするということで、特に制限は考えておりません。

それから、道路側等に出ている枝につきましても、これも定期的に手入れをして切らせていただいているところでございますが、仮にこのはみ出した枝が落下して事故等が発生するようなことがございます場合には、損害賠償の町のほうに瑕疵がある場合には責任が発生するということになろうかと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 町では学校等のものについても、随分今回枝おろしをしたというふうに聞いておりますが、ありとあらゆるところに日陰とか、いろんなもので樹木が植栽をされておりますけれども、やはり今言ったように特にケヤキというものは、上に大きくなって枝が相当大きくなるものですから、当然これを見ただけではなかなか難しいというふうに思うので、一定の大きさになったら、もうそれ以上は無理だよっというふうな考え方を持たないと、当然またこういうような事故が絶対出てくるといふふうに思いますので、ぜひその点を検討していただいたほうがいように思いますが、いかがでしょうか。

○佐久間孝光議長 植木参事兼総務課長。

○植木 弘参事兼総務課長 先ほども申し上げましたけれども、駐車場の中においては、ケヤキを野放しに大きくするというには余りふさわしくないかなというふうにも考えておりますので、おっしゃるとおり今後は一定の大きさになりましたら、枝を詰めるとか、そういったことも含めて、管理の仕方を検討させていただきたいというふうに考えております。

○佐久間孝光議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光議長 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委員による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎閉会の宣告

○佐久間孝光議長 これにて本会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回嵐山町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員